

給与支払者向け 定額減税説明会

令和6年6月から定額減税が実施されます。
八街商工会議所では、成田税務署の職員を講師に迎え、給与支払者向け定額減税説明会を開催いたします。是非この機会に奮ってご参加下さい。

定額減税制度とは、令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限り、）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

セミナーの主な内容

- ・ 定額減税の概要
- ・ 給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）
- ・ 月次減税事務の手順
- ・ 年調減税事務の手順
- ・ 源泉徴収票への表示
- ・ 定額減税に係る補足説明

【日時】 令和6年5月28日（火） 午後2時～3時30分
【場所】 八街商工会議所
【講師】 成田税務署 職員
【受講料】 無料
【定員】 30名
【申込締切】 令和6年5月24日（金）
定員になり次第締切らせていただきます。
【申込】 下記申込書に記入の上、お申し込み下さい。
【申込先】 八街商工会議所 指導課
電話043-443-3021 FAX043-443-7221

八街商工会議所給与支払者向け定額減税説明会（5/28）

参加申込書

※申込書は切らずに送信して下さい。

FAX：043-443-7221

事業所名		参加者名	
住所		電話	

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、適正に管理いたします。